

玄海町展示会等出展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者が経営力の向上及び経営所得の安定を図るために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（令和5年玄海町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 町内に主たる事務所及び事業所を有する中小企業者で、1年以上引き続いて事業を営んでいること。
- (2) 町税その他納税義務を完全に履行していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定がある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に反すると認められる者

3 第1項に規定する補助対象事業者は、自己又はその役員が次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

4 補助対象事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者が経営力の向上及び経営所得の安定を図るために行う展示会等への出展事業及び物販事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業に対し他の同種の補助金の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(交付の対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1中小企業者につき同一年度内1回を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助対象事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が

明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の補助金等交付申請書の提出期限は、事業実施の7日前までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がない場合については、この限りでない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

- 2 前項第2号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書に該当する補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項のただし書により交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の

実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式第4号により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこととし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月21日までに、同様式により報告しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助対象事業から適用する。

附 則 (令和5年 月 日要綱第 号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
展示会等出展 支援事業	物販費、出品費、専門家謝金、旅費、市場調査費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、機器賃借料、委託料、産業市等への出店費用 その他町長が必要と認める経費	補助対象経費の1/2以内	10万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。